

5月26日開催の外国人の入国・在留手続と申請等取次研修会(オンライン)に寄せられたご質問への回答 (文責：入管協会)

Q1：わたくしは日本語学校の職員ですが、雇用主は株式会社です。(会社が学校を運営しています。) その場合、所属機関としては学校ではなく、会社になりますでしょうか。

A1：在職証明書を発行する機関の所属となります。

Q2：学校は来年開校予定の新設の日本語学校となります。開校前でも申請等取次者の承認手続きは可能でしょうか。

A2：文科省の認定通知取得以降であれば承認手続きは可能です。

Q3：本人が資格変更申請をしているが、在留カードの受取りを取次することは出来るのでしょうか？

A3：可能です。ただし、その場合は依頼者の署名がされた依頼書を提出する必要があります。

* 依頼書については入管庁ホームページよりご参照ください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00252.html